

災害時における物資の輸送等に関する協定書

千葉県匝瑳市
関東福山通運株式会社

災害時における物資の輸送等に関する協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と 関東福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合等における物資の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（趣旨）

1. この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資の輸送等の支援協力の要請、その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

第2条（協力の内容）

1. 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。
 - (1) 甲が管理する防災備蓄品の甲が指定する避難所への配送
 - (2) 甲が指定する物資拠点施設から、甲が指定する避難所への物資の配送
 - (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
 - (4) 甲が指定する物資拠点施設における物資の荷捌き業務に必要となる機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣
 - (5) 乙が管理する施設の物資輸送拠点としての活用
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項
2. 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。
 - (1) 乙が物資輸送に使用する車両の優先車両としての通行
 - (2) 罹災状況に係る情報の提供
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

第3条（協力要請の手続き）

1. 前条の規定による協力の要請は、業務要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。
2. 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や、乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

第4条（事故等）

1. 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努

めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

第5条（報告）

1. 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、速やかに、業務報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

第6条（費用等の負担）

1. 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲の負担とする。
2. 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。
3. 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

第7条（連絡体制）

1. 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を定めるものとする。
2. 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

第8条（情報交換）

1. 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

第9条（協定の解除）

1. 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、事前の通知を要せず直ちに協定を解除するものとする。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

第10条（有効期間）

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれからも有効期間満了の1か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

第11条（協議）

1. この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月27日

甲 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝瑳市
匝瑳市長

乙 東京都江東区越中島3丁目6番地5号
関東福山通運株式会社
代表取締役社長

様式第 1 号 (第 3 条関係)

業務要請書

年 月 日

関東福山通運株式会社

様

匝瑳市長

(災害対策本部長)

災害時における物資の輸送等に関する協定書第 3 条に基づき、次のとおり要請します。

1 協力を要請する事由
2 協力を必要とする場所
3 協力を必要とする要請内容 (第 2 条第 1 項) <input checked="" type="checkbox"/> をつける <input type="checkbox"/> (1) 甲が管理する防災備蓄品の甲が指定する避難所への配送 <input type="checkbox"/> (2) 甲が指定する物資拠点施設から、甲が指定する避難所への物資の配送 <input type="checkbox"/> (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等 <input type="checkbox"/> (4) 甲が指定する物資拠点施設における物資の荷捌き業務に必要となる機器 (ロールボックス、平パレット、フォークリフト等) の貸与とその操作者の派遣 <input type="checkbox"/> (5) 乙が管理する施設の物資輸送拠点としての活用 <input type="checkbox"/> (6) その他協議し合意した事項 【 】
4 協力を必要とする人数 (※施設ごと)
5 その他必要となる事項
6 連絡責任者の職名・名前 匝瑳市役所 電話番号 0479-73- FAX

様式第2号（第5条関係）

業務報告書

年 月 日

匝瑳市長 様
(災害対策本部長)

(報告者)
住所
名前

災害時における物資の輸送等に関する協定書第5条に基づき、要請のあった事項について、次のとおり報告します。

1 協力内容
2 協力した場所
3 要請によって使用した車両、資機材等 ・ 車両 ・ 車両台数 ・ 資機材等の名称 ・ 資機材の数 ・ その他
4 従事者数（※施設ごと）
5 その他必要となる事項
6 連絡責任者の職名・名前 関東福山通運株式会社 電話番号

F A X